

役員報酬・退職金に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第33条の役員報酬に関して必要な事項を定めるものである。

(役員範囲)

第2条 役員とは、定款第27条、第28条で定める社員総会で選任された理事および監事をいう。

(役員報酬)

第3条 役員は、その任期中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

2 前項の規定に関わらず、外部監事には、理事会の決議を経て以下の範囲内で報酬を支給することができる。

年額 60,000円

(規程の改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

平成20年6月20日施行
平成24年10月10日改訂
令和2年6月8日改訂